

## 国際連合等の決議等

### 1 国連総会

国連総会では、2007年、2008年及び2010年に死刑存置国に対し、「死刑の廃止を視野に入れて死刑の執行猶予を確立すること」などを求める決議が採択されている。

2010年の決議に対する投票結果

賛成 109票（EU諸国など）

反対 41票（日本、アメリカ、中国など）

棄権 35票（韓国など）

#### ・ **死刑執行猶予決議（仮訳）：2010年12月**

総会は、国連憲章に含まれる目的と原理に導かれ、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約を想起し、国連総会が、死刑制度を維持する国に対して、死刑の廃止を目的として執行の猶予を確立することを求めた死刑執行猶予に関する決議62/149及び63/168を再確認し、死刑の実施における誤審・誤判は撤回や修復ができないことを留意し、死刑の執行猶予が人間の尊厳や人権の強化・漸進的な発展に寄与することを確認し、また、死刑の抑止的効果について決定的な証拠はないことを考慮し、死刑執行に関する情報を提供する加盟国の増加傾向のほか、死刑に関する継続した国内議論及び地域のイニシアティブに留意し、死刑猶予に関する加盟国間における技術協力にも留意し、

1. 決議63/168の実施に関する国連事務総長の報告書、及びその中に含まれる結論及び勧告を歓迎し、
2. 死刑が科されることとなる犯罪の数を減らしている国の措置や、死刑執行猶予を適用する決定を行う国々が増加し、その後死刑廃止となる多くの例が続いていることを歓迎し、

3. 全ての国々に以下を求める。
  - (a) 関連情報を国連事務総長に提供するほか、死刑囚の権利の保護を保証する保護措置を規定する国際的な基準、特に1984年5月25日経済社会理事会決議1984/50の付属文書に規定された最低基準を尊重すること
  - (b) 最大限の情報に基づいた透明性のある国内議論に寄与するよう死刑執行に関する必要な情報を提供すること
  - (c) 漸進的に死刑の執行を制限すること及び死刑が科される犯罪の数を削減すること
  - (d) 死刑の廃止を目的として執行の猶予を確立すること
4. 死刑を廃止した国々が再び死刑を導入しないよう求め、また、関連する経験を共有すること
5. 第67回国連総会において、事務総長から国連総会に対して本件決議の履行状況を報告することを要求する。
6. 第67回国連総会において、「人権の促進及び擁護」の議題項目の下で、本問題の検討を継続することを決定する。
- **日本政府の反対投票理由（仮訳）**
  - 死刑制度の存廃、死刑執行モラトリアムの導入の適否は、各国が国民世論、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討した上で、独自に決定すべきものである。
  - 日本においては、国民世論の多数が死刑の存置を支持しており、極めて悪質な犯罪者を死刑に処することもやむを得ないものと考えられている。日本は高い治安水準を維持していると評価されているが、多数の者を殺害したりする凶悪犯罪が引き続き発生している現状も考慮すると、日本において死刑の存置を支持すべきとの世論が形成されており、国民の合理的な判断として尊重されるべきである。このような状況下で、日本政府としては国民の多数の意見に反する行動をとってきていない。

- 死刑制度の存廃の問題については、未だ国民的なコンセンサスがない。本決議案の死刑を廃止すべきであるという基本的な方向性に対して多くの死刑存置国が強く反対しているにもかかわらず、提案国が死刑存置国に対して一方的に死刑廃止を視野に入れつつ死刑執行につきモラトリアムを導入するよう要請する決議案を提出したことは極めて遺憾。

## 2 B規約委員会

※ B規約委員会は、締約国によるB規約の実施に関する進捗状況等の検討を行うことを任務とする。委員会は、B規約締約国の指名に基づき、締約国会合の選挙で選出される18名の個人資格の委員により構成される。

### ・ B委員会の最終見解（死刑関係部分抜粋・仮訳）：2008年10月

16. 委員会は、実際に死刑が殺人を含む犯罪のみに課されていることに留意する一方、死刑によって処罰される罪の数が未だに減少していないこと及び近年執行の数が着実に増加していることへの懸念を再度表明する。死刑確定者がしばしば長期間単独室に收容され、執行の当日まで事前の告知がなされずに執行されること、いくつかの事例では、高齢者又は精神障害者であるにも関わらず執行を行っていることについても懸念する。恩赦（大赦、特赦）、減刑、刑の執行の免除（reprieve）が行われておらず、またかかる救済措置を求めるための手続に関する透明性が欠けていることも懸念事項である。（第6条、第7条、第10条）

世論調査の結果如何にかかわらず、締約国は、死刑廃止を前向きに考慮し、公衆に対して、必要があれば、廃止が望ましいことを伝えるべきである。廃止までの間、B規約第6条2に従い、死刑は最も重大な犯罪に厳しく限定されるべきである。締

約国は、死刑確定者の処遇並びに高齢者及び精神障害者の執行について、より人道的なアプローチを採ることを検討すべきである。締約国は、死刑執行に備えるための機会の欠如によって引き起こされる精神的苦痛を軽減するという観点から、死刑確定者及びその家族に対して執行予定日時が合理的に事前通知されるよう保証すべきである。恩赦（大赦、特赦）、減刑及び刑の執行免除（reprieve）が実際にも適用可能であるべきである。

17. 委員会は、上訴権を行使しないまま、死刑の宣告を受ける被告人の数が増加していること、裁判所が再審開始を決定するまでは再審請求を担当する弁護士と死刑確定者との面会に刑務官が立ち会い、監視すること、及び再審請求あるいは恩赦請求が死刑執行の停止に影響を及ぼさないことにも懸念をもって留意する。（第6条、第14条）

締約国は、死刑事件について義務的再審査制度（mandatory system of review）を採用し、死刑事件の再審又は恩赦請求が執行停止の効力を持つことを確保すべきである。執行停止の乱用を防止するために恩赦請求の回数に制限を設けることはありうる。また締約国は、死刑確定者と再審に関する弁護士との間の全ての面会の厳格な秘密性についても保証すべきである。

・ 自由権規約委員会の最終見解（CCPR/C/JPN/CO/5）に対する日本政府コメント（死刑部分抜粋・仮訳）

2. 義務的再審査制度の採用について我が国の刑事訴訟手続においては、三審制の下で有罪の認定及び刑の量定等について上訴が広範に認められ、また、死刑事件では必ず付される弁護人にも上訴権が付与されており、現に、死刑判決がなされた多数の事件で上訴がなされている状況にある。

3. 死刑事件の再審又は恩赦請求の執行停止の効力について我が国の制度では、死刑事件の再審又は恩赦請求に執行停止の効力は

ない。ただし、死刑執行命令を発するに当たっては、その重大性にかんがみ、再審請求や恩赦の出願についても、回数にかかわらずその事情を十分斟酌することとしている。

4. 再審開始決定が確定していない死刑確定者と弁護士との間の面会についてまず、裁判所の再審開始決定が確定した死刑確定者と弁護人との間の面会については、未決拘禁者（被告人）に関する法律の規定（刑事訴訟法第39条）が準用され、職員の立会いなどの措置は行われぬ。

また、いまだ再審開始決定が確定していない死刑確定者と弁護士との間の面会については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に定める一定の要件が認められる場合に、刑事施設の長の裁量により、職員の立会いなどの措置を省略することができることとされている。

上述の「一定の要件」が認められない場合には、死刑確定者の収容の性質上、身柄の確保が特に強く要請されること及び心情を把握する必要性が特に高く認められることから、面会には職員が立ち会うこととなるところ、「一定の要件」の有無の認定は、画一的に行うことなく、個別の事情に照らして慎重に行っている。指摘について、法的な担保措置や運用の改善の要否について検討していきたい。

### 3 国連人権理事会決議に基づいて設立された普遍的定期的レビュー（UPR）作業部会による報告

※ 作業部会における審査においては国連加盟国全てが議論に参加し、人権理事会理事国3ヶ国（くじ引きにより決定。日本の審査についての理事国は、フランス、インドネシア、ジブチ）が1チームとして被審査国の報告者国となる。

- ・ UPR結果文書（死刑関係抜粋・仮訳）：2008年5月

#### II. 結論及び／又は勧告

60. 議論において日本に対して以下の勧告が行われた。

(1) ~ (11) (略)

(12)

- ・死刑執行停止と死刑廃止を目的とした死刑執行の早急な見直し。(イギリス)
- ・国連総会で採択された決議に従って、死刑廃止を目的として死刑を執行せず、死刑の執行停止を再度適用すること。(ルクセンブルグ)
- ・死刑廃止を目的とした死刑執行停止の導入。(ポルトガル)
- ・死刑執行停止の正式な導入を優先事項として検討。(アルバニア)
- ・死刑執行停止の導入の再検討。(メキシコ)
- ・死刑執行停止あるいは死刑を廃止している多くの国々に加わること。(スイス)
- ・死刑に直面する者の権利の保障に関する国際基準の尊重、死刑執行の漸進的制限、死刑が課される犯罪数の減少、死刑廃止を目的とした死刑執行停止の導入。(イタリア)
- ・凶悪犯罪の刑罰に仮釈放のない終身刑を追加する可能性及び死刑の廃止の検討。(オランダ)
- ・日本における死刑廃止に関する他国のこれまでの発言の支持。(トルコ)

(以下略)

・ **我が国の対応 (死刑部分抜粋・仮訳)**

・ サブパラグラフ12

日本の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインターアクティブダイアログで述べたとおりである。日本は、死刑執行停止の検討及び死刑廃止のいずれについても適當ではないとの立場である。

**4 拷問の禁止に関する委員会の最終見解 (死刑関係部分抜粋・仮訳)**

: 2007年8月

※ 拷問の禁止に関する委員会は、締約国による拷問禁止条約に基づいて設立された委員会であり、同条約の実施に関する進捗状況等の検討を行うことを任務とする。委員会は、同条約締約国の指名に基づき、締約国会合の選挙で

選出される10名の個人資格の委員により構成される。

19. 委員会は、最近の法改正により死刑確定者の面会及び信書の発受の権利が拡大されたことに留意しつつも、死刑が宣告された者に関する国内法の多くの規定が、拷問又は不当な取扱いに当たり得ること、特に以下の諸事項について、強く懸念する。

a) 死刑確定者として収容されている期間が、ときには30年を超える場合もあるほど長期にわたることにかんがみ、確定判決が下された後に、単独室収容が原則となっていること。

b) 死刑確定者及びその家族のプライバシーを尊重する目的とされている、死刑執行時期についての不必要な秘密主義及び恣意性。特に、委員会は、死刑確定者が自らの死刑執行について、執行の数時間前にしか通知されないため、死刑確定者及びその家族に、死刑執行の日が不確定な状況が続くことによる心理的重圧が掛かっていることを遺憾とする。

締約国は、国際的な最低水準に合致するよう、死刑確定者の収容状況を改善するためのすべての必要な措置を採るべきである。

20. 委員会は、特に以下の事項について、死刑確定者が法的保護措置を享受することが制限されていることを深刻に懸念する。

a) 死刑確定者が、上訴中に弁護人と刑務官による立会いなしで接見することが認められていないことを含め、弁護人と内密に連絡を取ることについて、死刑確定者に対して制限が課されていること。また、検査されることなく通信を行う代替手段がないこと、及び確定判決が下された後に国選弁護人と連絡を取る方法がないこと。

b) 死刑事件について、義務的上訴制度が欠如していること。

c) 再審手続又は恩赦の要請があっても、刑の執行が一時停止

されないこと。

d) 精神的疾患を患っている可能性のある死刑確定者を発見する検査制度がないこと。

e) 過去30年間、死刑判決が減刑された例がないこと。

締約国は、死刑執行の即時モラトリアム及び減刑のための措置を採ることを検討し、恩赦措置の可能性を含め手続上の改革を行うべきである。すべての死刑判決について、上訴権が義務的なものとされるべきである。さらに、締約国は、死刑執行が遅延している場合の死刑の減刑の可能性につき国内法が規定するよう確保すべきである。締約国は、条約で規定されている保護がすべての死刑確定者に与えられるよう確保すべきである。

## 5 欧州評議会議員会議決議：2001年7月

※ 欧州評議会は、人権、民主主義、法の支配の分野で、国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関として、フランスのストラスブールに設立された。その議員会議は、加盟各国の国会議員で構成され（議員は人口、GNP比で各国2～18議席配分される）、年4回の本会議、10の一般委員会その他委員会を通じて活動する。

概要は以下のとおり。

### 1. 欧州評議会議員会議での決議

- (1) 議員会議は死刑に反対することを再確認する。
- (2) 議員会議は死刑には抑止力がなく誤判の可能性があると信じる。
- (3) 議員会議は欧州評議会での死刑廃止の実績を想起する。
- (4) 欧州評議会のオブザーバー国は、民主主義、法の支配、人権等の原則を受け入れる義務があるが、日米両国は死刑制度を維持している。



- (5) 議員会議は、オブザーバー国（日米両国）での死刑の執行を批判し、少年や精神病患者、知的障害者への執行や、死刑判決に控訴が義務付けられていないことを非難し、「死刑囚房現象」（“death row phenomenon”）について深い憂慮を表す。
- (6) 日米両国における死刑廃止への障害は、ヨーロッパでの経験が示すとおり、克服可能でありかつ克服されなくてはならない。
- (7) 日米両国は、死刑を執行することで、生命権といった最も基本的な人権や拷問、非人道的な取扱いから保護される権利に違反している。
- (8) 議員会議は日米両国に以下の要求を行う。
- (イ) 遅滞なく死刑の執行停止を制度化し、死刑廃止に必要なステップを踏み出すこと。
  - (ロ) 「死刑囚房現象」を緩和するため、死刑囚房の状況を直ちに改善すること。
- (9) 議員会議は、日米両国の死刑の執行停止及び死刑廃止を支援するため、日米両国の議会関係者との対話を促進する。
- (10) 議員会議は、死刑廃止に関する欧州評議会と日米両国との隔たりを埋めるため、日米両国の努力を促し、2003年1月1日までに意義深い進歩が得られなければ、日米両国のオブザーバー国資格の継続について問題とする。
- (11) 議員会議は、今後は死刑の執行停止を重んじあるいは死刑を廃止した国にオブザーバー国としての資格を認める。

## 2. 欧州評議会閣僚委員会への勧告

- (1) 閣僚委員会は、死刑囚房の改善及び死刑の執行停止についての議員会議の要請について、今後の死刑廃止を視野に入れて、日米両国との対話を開始する。
- (2) 閣僚委員会は、日米両国が議員会議の決議を受け入れるためいかなる手段を採りうるか検討する。

(3) 閣僚委員会は、今後は死刑の執行停止を重んじあるいは死刑を廃止した国にのみオブザーバー国としての資格を認めることを確認する。

### 3. 欧州評議会議員会議法務人権委員会等への命令

(1) 議員会議あるいは欧州評議会のオブザーバー国の資格を認める手続においては、死刑の問題に特別の注意を払い、法務人権委員会の意見を聴取する。

(2) 議員会議は、法務人権委員会及び政務委員会に対し、日米両国の国会議員との対話を開始し、死刑の執行停止及び廃止に賛成の議員を支持し、死刑廃止に反対する議員を対話に参加させるよう命じる。

(3) 議員会議は、法務人権委員会に対し、デッドライン（2003年1月1日）までの議員会議の要求事項についての日米両国での実施状況を報告するよう命じる。